

図 1
 保険料の計算方法(平成 30・31 年度)

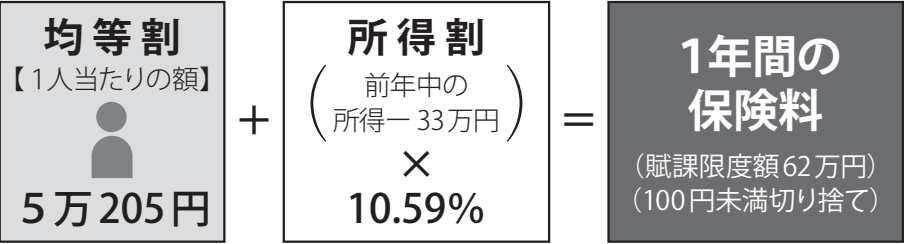


図 2
 保険料の見直し内容

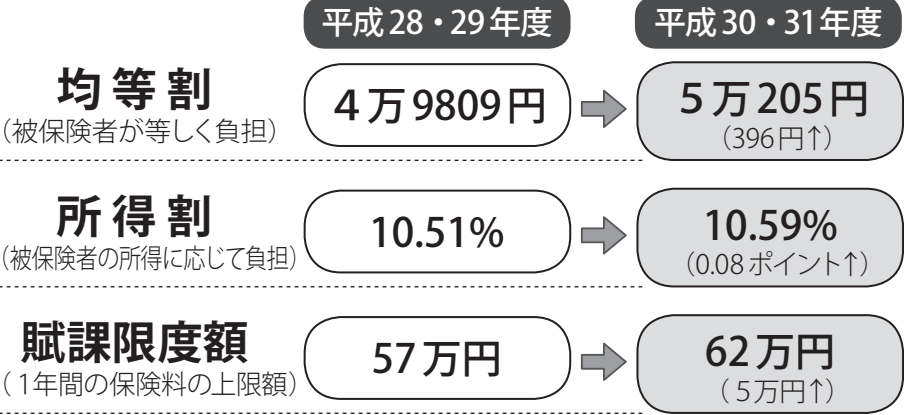


表 1
 均等割の軽減対象になる所得額の範囲拡大

| 区 分 | 平成29年度                   | 平成30年度                       |
|-----|--------------------------|------------------------------|
| 5 割 | 33万円＋(27万円<br>×世帯の被保険者数) | 33万円＋(27万5000円<br>×世帯の被保険者数) |
| 2 割 | 33万円＋(49万円<br>×世帯の被保険者数) | 33万円＋(50万円×世帯<br>の被保険者数)     |

表 2
 均等割の軽減

| 所得が次の金額以下の世帯                                   | 軽減割合 | 軽減後の均等割額  |
|------------------------------------------------|------|-----------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得 0 円<br>(年金収入80万円以下で、その他の所得がない) | 9 割  | 5020円     |
| 33万円                                           | 8.5割 | 7530円     |
| 33万円＋(27万5000円×世帯の被保険者数)                       | 5 割  | 2 万 5102円 |
| 33万円＋(50万円×世帯の被保険者数)                           | 2 割  | 4 万 164円  |

65 歳以上の公的年金所得分は、さらに 15 万円を限度に差し引いた額で判定します

表 3
 被用者保険の被扶養者だった人の軽減見直し

| 区 分 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|
| 所得割 | かかりません | かかりません |
| 均等割 | 7 割軽減  | 5 割軽減  |

所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります

表 4
 単身世帯(世帯主)の場合

| 年金収入    | 均等割軽減 | 平成30年度年間保険料 | 前年度比       |
|---------|-------|-------------|------------|
| 80万円    | 9 割   | 5000円       | 100円↑      |
| 153万円   | 8.5割  | 7500円       | 100円↑      |
| 168万円   | 8.5割  | 2 万 3400円   | 3400円↑     |
| 195万円   | 5 割   | 6 万 9500円   | 9300円↑     |
| 195.5万円 | 5 割   | 7 万 100円    | 5400円↓     |
| 211万円   | 2 割   | 10万 1500円   | 1 万 2900円↑ |
| 217万円   | 2 割   | 10万 7900円   | 800円↑      |
| 218万円   | 2 割   | 10万 8900円   | 9200円↓     |

色付きの年金収入の欄は、軽減拡大の対象です

表 5
 夫婦 2 人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

| 夫の年金収入 | 続柄 | 均等割軽減 | 平成30年度年間保険料 | 前年度比       |
|--------|----|-------|-------------|------------|
| 80万円   | 夫  | 9 割   | 5000円       | 100円↑      |
|        | 妻  |       | 5000円       | 100円↑      |
| 153万円  | 夫  | 8.5割  | 7500円       | 100円↑      |
|        | 妻  |       | 7500円       | 100円↑      |
| 168万円  | 夫  | 8.5割  | 2 万 3400円   | 3400円↑     |
|        | 妻  |       | 7500円       | 100円↑      |
| 211万円  | 夫  | 5 割   | 8 万 6500円   | 1 万 2900円↑ |
|        | 妻  |       | 2 万 5100円   | 200円↑      |
| 223万円  | 夫  | 5 割   | 9 万 9200円   | 1 万 4200円↓ |
|        | 妻  |       | 2 万 5100円   | 1 万 4700円↓ |
| 266万円  | 夫  | 2 割   | 15万 9800円   | 1200円↑     |
|        | 妻  |       | 4 万 100円    | 300円↑      |
| 268万円  | 夫  | 2 割   | 16万 1900円   | 8700円↓     |
|        | 妻  |       | 4 万 100円    | 9700円↓     |

色付きの年金収入の欄は、軽減拡大の対象です

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人と、65 歳から 74 歳のうち一定の障害のある人が対象の医療制度です。将来にわたり、高齢者が安心して医療を受けられるように平成 20 年度からつくられました。

保険料は「均等割」と「所得割」で決定

保険料額は、7 月中旬に加入者に通知します。7 月以降に後期高齢者医療制度に加入する人は、加入した月の翌月以降に通知します。

31 年度の保険料率は、均等割額が 5 万 2 0 5 円、所得割額の基礎と

じ額を負担する「均等割」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。(図 1)

保険料額は 7 月に通知

保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が決定し、原則 2 年ごとに見直します。

平成 30 年度から、均等割軽減の 5 割軽減と 2 割軽減の範囲が拡大されました。(表 1)

世帯主とその世帯に属するすべての被保険者の合計所得が一定額以下の場合、均等割額が軽減にな

問い合わせ 国保課 (市庁舎 1 階、 ☎ 65・4 1 4 0)、北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 0 1 1・2 9 0・5 6 0 1)

後期高齢者医療制度の保険料率は、原則 2 年ごとに見直します。変更になった平成 30・31 年度の保険料率や、軽減拡大・見直しなどをお知らせします。

後期高齢者医療制度
 保険料率が変わります

保険料の軽減範囲が拡大・見直しされました

一定の所得 (91 万円) 以下の人について、所得割が「2 割」軽減されていましたが、平成 30 年度から、「軽減なし」へ変更となります。

国民健康保険組合は該当しません。
 保険料額
 表 4、表 5 は年金収入だけの場合の年間保険料の目安です。

一定の所得 (91 万円) 以下の人について、所得割が「2 割」軽減されていましたが、平成 30 年度から、「軽減なし」へ変更となります。

均等割の軽減が拡大

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険※の被扶養者であった人の均等割軽減割合が、見直されました。(表 3)

必要
 保険料の軽減に申告が必要

次の方は所得の申告がなければ、保険料が軽減されません。必ず、国保課に所得を申告してください。
 ▼収入がない人
 ▼障害年金、遺族年金などの非課税所得者